



中央大学法曹会会則

(制定昭44・5・17, 改正昭55・5・27, 平成2・5・16, 平3・5・23, 平10・5・14, 平11・5・13, 平13・5・15)

第1条 本会は、中央大学法曹会と称し、中央大学学員会の支部とする。

2 本会は、本部事務所を東京都内に置く。

第2条 本会は、会員相互の親睦をはかり、学校法人中央大学（以下「中央大学」という。）の興隆と司法の発展、法曹の向上、法学の進歩に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

一 中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること

二 会報及び会員名簿の発行

三 研究会、講演会及び座談会の開催

四 その他必要と認める事業

第4条 本会に、次の二種の会員を置く。

一 正会員 中央大学学員である法曹又は大学の法律学を教授している講師以上の者。

二 準会員 中央大学の学員である司法修習生及び司法試験合格者、又は外国の法曹で本会の目的に賛同して入会した者。

2 本会の会員として入会しようとする者は、常任幹事会の承認を得なければならない。

第4条の2 会員は、幹事長に届け出て、退会することができる。

2 会員が、次の各号の一に該当するときは、幹事会の議決によりこれを退会させることができる。

一 法曹の品位を失うべき非行があったとき

二 本会の秩序をみだしたとき

第5条 本会に、次の役員を置く。

一 幹事長 1名

二 副幹事長 13名

三 常任幹事 100名以内

四 幹事 1000名以内

五 会計監事 3名以内

第6条 幹事及び会計監事は、総会において選任する。但し、幹事は別に定める規程により選出した候補者の中から選任する。

2 幹事長、副幹事長及び常任幹事は、いずれも幹事の互選による。

但し、副幹事長8名は、支部が選出した候補者の中から選任する。

第7条 役員の任期は、2年とする。但し再選を妨

げない。

2 補欠、補充又は増員によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第8条 本会に、顧問及び参与を置く。

2 顧問及び参与は、総会の議を経て幹事長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、本会の管理運営につき幹事長の諮問に応ずるほか、幹事会及び常任幹事会に出席し、意見を述べることができる。

第9条 幹事長は、本会を代表し会務を掌理し、中央大学学員会の支部長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは予め定めた順序によりその職務を代行する。

3 幹事及び常任幹事は、それぞれ幹事会及び常任幹事会を構成し、所定の職務を行う。

4 会計監事は、本会の会計を監査し、常任幹事会及び幹事会に出席し、意見を述べることができる。

第10条 総会は、定時と臨時とに分ち、定時総会は、毎年5月中に幹事長が招集する。

2 幹事長が必要と認めたときは、臨時総会を招集することができる。

3 幹事長は、100名以上の会員が別に定める規程により会議の目的たる事項を示して臨時総会の招集を請求したときは、遅滞なく、招集しなければならない。

4 総会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各1名により行う。

5 議長は、幹事長より提案する議事を総会の審議に付する。

6 副議長は、議長を補佐する。

7 総会の議事は、出席会員の過半数によって決する。

第11条 幹事会は、年2回以上幹事長の招集によりこれを開く。

2 幹事長は、幹事15名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく、幹事会を招集しなければならない。

3 幹事会は、幹事長が議長となり、本会の運営上重要な事項及び本会の会員を中央大学の理事、監事、評議員その他の役職員並びに中央大学学員会の役員の各候補者に推薦する事項を議決する。

第12条 常任幹事会は、幹事長、副幹事長、常任幹事をもって組織し、年4回以上幹事長の招集によりこれを開く。

2 幹事長は、常任幹事5名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく、常任幹事会を招集しなければならない。

3 常任幹事会は、幹事長が議長となり、本会の常務及び運営上必要な一切の事項を議決する。

第13条 本会は、必要に応じ、幹事会の議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、権限、運営に関する事項は、幹事会においてこれを定める。

第13条の2 本会に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び事務局次長を置く。

3 事務局の組織、職務及び運営に関する事項は、別に規則をもって定める。

第14条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

2 会員は、別に定める会費規則により、会費を納入しなければならない。

3 既納の会費は、返還しないものとする。

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 予算及び決算は、幹事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

第16条 本会則は、総会において、出席会員の三分の二以上の同意を得て改正することができる。

第17条 本会は、別に定める支部規程に基づき、支部を設置することができる。

2 前項の支部の設置は、幹事会の議を経て、幹事長が承認する。

3 支部長は、支部の推薦に基づき、幹事長が委嘱する。

4 支部長は、第6条第2項但書で選出された本会の副幹事長を兼務する。

5 支部に入会した正会員又は準会員は、会則第4条第2項の規定にかかわらず、当然、本会に入会したこととする。

第18条 定時支部長会議は、幹事長、副幹事長、支部長をもって組織し、年1回以上幹事長の招集によりこれを開く。

2 幹事長が必要と認めたときは、臨時支部長会議を招集することができる。

3 幹事長は、支部長3名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく臨時支部長会議を招集しなければならない。

4 支部長会議は、幹事長が議長となり、支部に関する重要な事項等を議決する。

附 則

この会則は、昭和55年6月1日から施行する。

附 則

第1条第2項及び第13条の2の改正規定は、平成2年5月16日から施行する。

附 則

第5条第4号の改正規定は、平成3年5月23日から施行する。

附 則

第4条第1項、第4条の2、第5条第3号、同第4号、第14条の改正規定は、平成10年5月14日から施行する。

附 則

第5条第4号の改正規定は、平成11年5月13日から施行する。

附 則

第5条第2号、第6条第2項但書、第17条第4項並びに第5項の改正規定、第18条の新設規定は、平成13年5月15日から施行する。

会員の請求による臨時総会招集規程

第1条 この規程は、中央大学法曹会会則第10条第3項による臨時総会招集に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 100名以上の会員が、会則第10条第3項により臨時総会の招集を請求しようとするときは、連署によるものとする。

第3条 前条の場合において、会員は、臨時総会の開催に必要な経費を、あらかじめ、幹事長に預託しなければならない。前項の経費は、印刷費、通信費、会場費等幹事長の積算する額によるものとする。

第4条 この規程の改正は会則改正の手続による。

附 則

この規程は改正会則施行の日から施行する。

幹事候補者選出規程

第1条 この規程は、中央大学法曹会会則第6条第1項による幹事候補者の選出に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 幹事候補者は、左の各号の区分に従い、各別にその員数を投票以外の方法により選出するものとする。



資料

- 一 東京弁護士会所属会員中より 250名以内
- 二 第一東京弁護士会所属会員中より 125名以内
- 三 第二東京弁護士会所属会員中より 125名以内
- 四 都内各裁判所所属会員
(判事出身の公証人を含む) 中より 40名以内
- 五 都内各検察庁所属会員
(検事出身の公証人を含む) 中より 40名以内
- 六 その他の正会員または準会員の中より 20名以内
- 七 左記の各支部(分会を含む。)所属会員中より 400名以内
 - 1 関 東 支部(仮称) 若干名
 - 2 関西(近畿) 支部(仮称) 若干名
 - 3 中 部 支部(仮称) 若干名
 - 4 中 国 支部(仮称) 若干名
 - 5 九 州 支部(仮称) 若干名
 - 6 東 北 支部(仮称) 若干名
 - 7 北 海 道 支部(仮称) 若干名
 - 8 四 国 支部(仮称) 若干名

第3条 削除(昭和55年6月1日施行)

第4条 この規程に定めない事項につき必要のあるときは幹事会においてこれを決定することができる。

第5条 この規程の改正は会則改正の手続による。

附 則

この規程は、昭和55年6月1日から施行する。

附 則

第2条各号の改正規程は、平成10年5月14日から施行する。

附 則

第2条第7号の新設規程は、平成13年5月15日から施行する。

中央大学法曹会事務局規則

第1条 中央大学法曹会事務局(以下「事務局」という。)に次の職員を置く。

- 一 事務局長 1名
- 二 事務局次長 若干名

第2条 事務局長及び事務局次長は、幹事会の議を経て、幹事長がこれを任免する。

第3条 事務局長は、幹事長の命を受け、事務局の事務を掌理する。

2 事務局次長は、事務局の事務を分担し、その担当事務について事務局長を補佐する。

第4条 幹事長は、幹事会に諮り、事務局の運営及び事務処理に関する細則を定めることができる。

第5条 この規則は、幹事会の議を経て改正することができる。

附 則

この規則は、平成2年5月16日から施行する。

中央大学法曹会会費規則

(趣旨)

第1条 この規程は、中央大学法曹会会則(以下「本会会則」という)第14条第2項に基づき、会費の納入について定める。

(会費)

第2条

一 都内所属会員の会費は、年額金3,000円とする。

但、入会後1年目の都内所属会員の会費は無料とする。

二 各支部は、所属会員から徴収する会費のうち、会員1名につき年額2,500円を本会の会費とする。

三 役員(本会会則第5条記載の者)は、年額金10,000円を負担する。

但、入会後10年未満の役員の会費は年額金5,000円とする。

(納入の時期・方法)

第3条 会費の納入の時期並びに方法は、幹事長の定めるところによる。

(改正)

第4条 この規則は、幹事会の議を経て改正することができる。

附 則

この規則は、平成9年12月4日から施行する。

附 則

第2条の改正規則は、平成13年5月15日から施行する。

附 則

第2条の改正規則は、平成19年5月11日から施行する。

中央大学法曹会支部規程

(趣旨)

第1条 この規程は、中央大学法曹会(以下「本会」という。)会則(以下「会則」という。)第17条第1項に基づき、本会の支部の設置について定める。

(支部の設置)

第2条 本会の幹事会の承認を経て、一定の地域毎

に支部を設置することができる。

(会員)

第3条 支部は、当該地域内に住所又は勤務場所を有する左記の会員をもって組織し、支部に入会した会員は、会則第4条第2項の規定にかかわらず、当然、本会に入会したこととする。

- 1 正会員 中央大学学員である法曹又は大学の法律講義を担当している講師以上の者。
- 2 準会員 中央大学の学員である司法修習生及び司法試験合格者、又は外国の法曹で本会の目的に賛同して入会した者。

(支部長)

第4条 支部長は、所属各支部の推薦に基づき幹事長が委嘱する。

- 2 支部長は、幹事長にその支部の役員の氏名を届ける。

(会費)

第5条

- 一 支部の会費は、会費規則第2条第1項但書に基づき支部において定める。
- 二 支部は前項に基づき定めた会費を、支部所属会員から徴収したうえ、その徴収した会費のうち、幹事長と協議して決定した一定額を本部に一括して送金するものとする。
- 三 前項にかかわらず、支部は会費規則第3条第3項に基づき、会費徴収業務を本部に委任することができる。その場合、幹事長と支部長協議の上、当該支部会員が本部へ納入した金員のうち支部に送金する額を定める。

(会則等の準用)

第6条 支部の総会、役員、委員会及び会計については、本会会則及び各規則、規程等を準用する。

(改正)

第7条 この規程は、幹事会の承認を経て改正することができる。

附 則

この規程は、平成13年5月15日から施行する。

附 則

平成16年11月25日幹事会において改正した部分については、平成17年1月1日から施行する。

- 2 旧第7条に基づいて既に設置されている府県単位の分会については、それを支部とみなす。

**毎年度司法試験合格者に対する記念品贈呈等の内規
(目的)**

第1条 この内規は、中央大学法曹会（以下「本会」という。）が、次の各号のいずれかに該当する者に対し、記念品を贈呈することにより、その栄誉を讃え、中央大学法曹として後進の指導等の中央大学の新なる発展に関する寄与を促すこと目的とする。

- 一 中央大学在学生及び卒業生であって、施行年度に司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成14年法律第138号。以下「新法」という。）附則第7条第1項の規定により行われる司法試験（以下「旧司法試験」という。）に合格した者
- 二 中央大学法科大学院の課程を修了し、施行年度に新法の規定による司法試験（以下「新司法試験」という。）又は旧司法試験に合格した者
- 三 中央大学卒業生であって、他の法科大学院の課程を修了し、施行年度に新司法試験に合格した者

(贈呈方法)

第2条 本会は、大学又は学員会その他から合格者の氏名が公示された後、合格者に前条の記念品を贈呈する。

(費用)

第3条 本会は、毎年はじめ贈呈が予想される人数分の記念品代金を予算として計上しておくものとする。

附 則

この内規は、平成10年5月から施行する。

附 則

この改正規定は、平成19年10月9日における執行部会の承認を得、同年11月22日における幹事会への報告を経て、同年11月22日から施行する。

中央大学法曹会賞授与に関する内規

(目的)

第1条 中央大学法曹会（以下「本会」という。）は、一世紀を越える母校の歴史と伝統を受継ぎ、これに続こうとする後輩の直向きな研鑽の足跡を讃え、母校の新なる発展を願い、ここに中央大学法曹会賞を創設する。

(表彰方法)

第2条 本会は、中央大学（以下「大学」という。）が毎年3月に施行する卒業式において、学業成績の優秀なる卒業生または文化活動に顕著な功績を



上げた卒業生に対して、副賞として記念品を添えて「中央大学法曹会賞」を授与する。

(選考方法)

第3条 大学及び本会執行部等から構成された法曹会賞選考委員会は、大学の推薦する受賞候補者の中から受賞者を決定する。

(表彰内容)

第4条 第2条の法曹会賞表彰状の内容及び副賞として贈呈する記念品については、前条の法曹会賞選考委員会において決定する。

(施行)

第5条 本内規は、平成11年3月の卒業式から施行する。

中央大学法曹会慶弔規程

平成15年3月4日 会則検討委員会承認

平成15年5月15日 定時総会承認予定

第1条 この規程は、中央大学法曹会の役員及び会員等の慶弔について、その取り扱いを定める。

第2条 顧問、参与、幹事長、副幹事長及びその経験者の死去の際は、生花又は花環1個を供え香典又は弔電を贈る。

2 前項に準じる会員の死去の際、幹事長が必要と認めるときは、前項と同様とする。

第3条 会員たる学校法人中央大学の総長、理事長その他の役員及びその経験者の死去の際は、生花又は花環1個を供え香典又は弔電を贈る。

2 前項に準じる会員又は会員以外の役員の死去の際、幹事長が必要と認めるときは、前項と同様とする。

第4条 幹事長は、前2条以外の場合において必要と認めるときは、副幹事長の意見を聞いて、前2条に準じ弔慰を表することが出来る。

第5条 会員が受勲し又は栄進したときは、祝電を贈ることが出来る。

第六条 会員が学校法人中央大学の総長、理事長その他の役員に就任したときは、祝電を贈ることが出来る。

2 会員以外の者が学校法人中央大学の総長、理事長その他の役員に就任した際、幹事長が必要と認めるときは、前項と同様とする。

第7条 幹事長は、前2条以外の場合において必要と認めるときは、副幹事長の意見を聞いて、祝電を贈ることが出来る。

附 則

この規程は、平成15年5月16日から施行する。

中央大学法曹会奨学金規程

(趣旨)

第1条 中央大学法科大学院（以下「本大学院」という。）は、中央大学法曹会の篤志を尊重し、本大学院に在学する学生の勉学並びに研究活動を支援し、将来法曹として活躍が期待される人材の育成に資するための給付奨学金制度（以下「奨学金制度」という。）を設ける。

2 前項の奨学金の給付を受ける者を法曹会給付奨学生という。

(基金の設定)

第2条 奨学金制度に要する資金を確保するために、別に定めるところにより、中央大学法曹会奨学基金を設定する。

(制度の細目)

第3条 奨学金制度に関する細目は、本大学院教授会の議を経て、法務研究科長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年11月10日から施行する。

(規程第2283号)

中央大学法曹会奨学基金規程

(基金の設定)

第1条 学校法人中央大学は、中央大学法曹会奨学金規程（以下「奨学金規程」という。）第2条に基づき、中央大学法曹会奨学基金（以下「基金」という。）を設定する。

(基金の使途)

第2条 基金から生ずる果実は、奨学金規程に定める奨学金に充てる。

2 奨学金規程に定める奨学金に充てるため必要がある場合には、予算で定めて基金の一部を取り崩すことができる。

(追加的組入れ)

第3条 この基金の趣旨に賛同する寄付金があったときは、基金に組み入れる。

(基金の管理)

第4条 基金は、最も安全かつ有利な運用を図るものとし、経理部資金課が管理する。

附 則

この規程は、平成20年11月10日から施行する。

(規程第2284号)

中央大学法曹会奨学金制度の運用に関する細則**(趣旨)**

第1条 この細則は、中央大学法曹会奨学金規程第3条に基づき、中央大学法曹会奨学金制度の運用に関して必要な事項を定める。

(給付の対象者)

第2条 中央大学法曹会奨学金（以下「本奨学生」という。）は、法曹として将来活躍が期待される中央大学大学院法務研究科（以下「法務研究科」という。）に在籍する学生に対して給付する。

2 本奨学生以外の奨学生の給付又は貸与を受けている者であっても、本奨学生の給付を受けることができる。

(給付の人数及び額)

第3条 本奨学生の給付を受ける者（以下「本奨学生」という。）の人数及び給付の額は、法務研究科奨学委員会（以下「奨学委員会」）の議を経て、法務研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）が決定する。

(給付の方法及び時期)

第4条 本奨学生は、本奨学生に対し一括して給付する。

2 本奨学生を給付する時期は、奨学委員会が決定する。

(奨学生の募集)

第5条 本奨学生の募集については、別に定める。

(選考手続及び選考基準)

第6条 奨学委員会は、次の各号の事由に該当する者を本奨学生候補者として選考し、研究科教授会に推選する。

一 成績が優秀であること
二 将来法曹として活躍が期待できること
2 本奨学生候補者の選考手続については、別に定める。

(奨学生の決定)

第7条 研究科教授会は、奨学委員会から本奨学生候補者の推薦を受け、本奨学生を決定する。

(奨学生の義務)

第8条 本奨学生は、所定書式により給付された奨学生での活動成果・結果を奨学委員会に報告しなければならない。

(異動届)

第9条 本奨学生は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、法務研究科長に対し速やかにその旨を届け出なければならない。

一 本奨学生本人又は保証人の氏名、住所等に変更

があったとき**二 休学又は退学したとき****三 停学又は退学の処分を受けたとき****(奨学生給付の辞退)**

第10条 本奨学生は、本奨学生の給付を辞退することができる。

2 本奨学生が前項により本奨学生の給付を辞退する場合には、奨学委員会が指定する書式により辞退届を法務研究科長に提出しなければならない。
3 法務研究科長は、奨学委員会に対し、前項による辞退届を受理したことを速やかに報告しなければならない。本奨学生が前項により本奨学生の給付を辞退する場合には、奨学委員会が指定する書式により辞退届を法務研究科長に提出しなければならない。

(奨学生の資格喪失及びその後の処置)

第11条 本奨学生は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、本奨学生の資格を喪失する（以下、本奨学生の資格を喪失した者を「資格喪失者」という。）。

一 本奨学生の給付を受けた事由以外の理由で休学したとき
二 退学したとき
三 停学又は退学の処分を受けたとき
四 除籍となったとき
五 最終学年にある学生にあっては、本奨学生の給付を受けた年度に修了することができなかったとき
六 前条第2項による辞退願が受理されたとき
七 その他、奨学委員会が本奨学生としてふさわしくないと判断したとき

2 前項による資格の喪失は、奨学委員会の議を経て、研究科教授会が決定する。

3 法務研究科長は、前項の決定を受け、その資格喪失者に対し本奨学生の資格を喪失したことを通知する。

4 本奨学生の給付を受ける前に第2項による本奨学生の資格喪失の決定があったときは、その資格喪失者に対する本奨学生の給付を中止する。

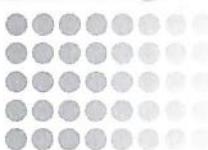
5 本奨学生相当額の返還に関する事項については、別に定める。

(事務所管)

第12条 この細則に関する事務は、中央大学専門職大学院事務部法科大学院事務課が所管する。

(施行についての取扱基準)

第13条 この細則に特別の定めがあるものを除くほ



資料

か、この細則の実施に必要な取扱基準は別に定める。

附 則

この細則は、2008年11月19日から施行する。

5 前項の督促にも関わらず未納者からの返還がない場合は、法科大学院事務課が、保証人に対して督促を行う。

附 則

この基準は、2008年11月19日から施行する。

中央大学法曹会奨学金制度の運用に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、中央大学法曹会奨学金制度の運用に関する細則（以下「細則」という。）第5条、第6条第2項、第11条第5項及び第13条に基づき、中央大学法曹会奨学金制度の運用に関する取扱基準について必要な事項を定める。

(募集の方法)

第2条 細則5条に基づく募集方法、出願資格、時期、応募に必要な提出書類に関しては、奨学委員会がその都度定める。

(選考手続及び選考基準)

第3条 奨学委員会は、細則第6条第1項により本奨学生候補者の選考にあたり、本奨学生の募集に応じた者（以下「応募者」という。）につき、応募に必要な提出書類等に基づき審査を行う。ただし、審査にあたっては、必要に応じ面接を行うことを妨げない。

(奨学生の決定)

第4条 法務研究科長は、細則第7条による研究科教授会の決定を受けて、その結果を本奨学金の応募者に通知しなければならない。

2 前項に基づき本奨学生とする旨の通知を受けた者は、奨学委員会が指定する書式により誓約書を提出しなければならない。

(資格喪失者に対する給付金相当額の返還)

第5条 本奨学金の給付を受けた後に細則第11条2項による本奨学生の資格を喪失した者は、給付を受けた本奨学金相当額を一括して返還しなければならない。

2 前項にかかわらず、研究科教授会が、やむを得ない事由があると認めるときは、奨学委員会の議を経て、資格喪失者に対し給付を受けた本奨学金相当額の返還を免除することができる。

3 返還は、資格を喪失した日から起算して1ヵ月以内に行わなければならない。ただし、相当の理由がある場合は、その返還を猶予し又は返還時期を延長することができる。

4 法科大学院事務課は、返還期日以降における未納者に対して督促を行う。

中央大学法曹会執行部名簿 (平成23・24年度)

幹事長	坂巻國男 (東弁)	事務局次長	岸本有巨 (東弁)
副幹事長	安藤良一 (東弁)	事務局次長	小峯健介 (東弁)
副幹事長	田中茂 (一弁)	事務局次長	中井淳 (一弁)
副幹事長	行方美彦 (二弁)	事務局次長	渡辺一成 (一弁)
副幹事長	須藤典明 (裁判所)	事務局次長	松田啓 (二弁)
副幹事長	中澤康夫 (検察庁)	事務局次長	小笠勝章 (二弁)
事務局長	石田茂 (東弁)	事務局次長	上拂大作 (裁判所)
事務局次長	藤原力 (東弁)	事務局次長	島田健一 (検察庁)
事務局次長	水庫正裕 (東弁)		

中央大学法曹会役員名簿 (平成23・24年度)

1. 顧問・参与

(1) 顧問

東京弁護士会 (4名)

小池金市 安原正之
瀧澤國雄 大高満範

第一東京弁護士会 (4名)

信部高雄 柳澤義信
松家里明 奈良道博

第二東京弁護士会 (6名)

松井宣野宮利雄
田宮甫小野道久
鈴木誠千葉昭雄

(2) 参与

東京弁護士会 (6名)

奥原喜三郎 木川統一郎
笛原桂輔 鈴木秀雄
深澤武久 藤井光春

第一東京弁護士会 (2名)

竹村照雄 依田敬一郎

第二東京弁護士会 (1名)

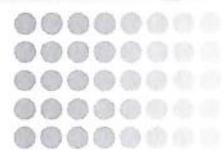
村山芳朗

2. 幹事

東京弁護士会 (245名)

秋元修二 我妻真典
阿南三千子 阿部鋼

阿部正博	雨宮眞也
新井清志	荒井壽夫
荒井洋一	有馬清一
安藤貞一	○安藤良一
伊井和彦	飯塚孝葉
○飯沼允	五十嵐二葉
石井芳光	石川秀樹
○石田茂	石葉久一
○石灰正幸	○石渡光
市川照己	井手慶雄
伊藤茂昭	伊藤孝正
伊藤まゆ	伊東正夫
○稻田寛義	井手上章
井上勝義	井上聰
岩井重一	上野廣元
植松功	宇佐見宏
宇田川江	内野経一郎
内丸義昭	○伯母治之郎
海野秀樹	榎本逸郎
榎本峰夫	海老原覺
遠藤晃	及川昭二
大澤一	大澤成美
○太田治	太田秀夫
大川實	○大谷隼夫
大塚一	大辻正寛
大西清	大森八十香
小川信	奥野彦善
大小澤治	小名弦
大小名雄一郎	小野紘一



資料

彦武郎	男夫雄昭勝夫保秀郎	子司彦敏	一彦守雄幸也人力夫之機司人信人徹	豐信任三郎	司哲子嗣將夫徹次
良宗健政真辰貴義茂博生茂玲榮明和幸孝	史雅和眞	岩英英	敬光正	公太英憲	八剛敬輝
田葉村口坂藤島根野村村松込瓶本戸成	野松井原	野嶋山口	羽上田島	田田岸崎	田本川澤野田
地千堤津寺天内中	○中中中中永西二橋八羽林平平藤藤堀牧松圓溝源三村村本森森矢山	山山山湯吉吉脇	○	山山山	山山山
信雄豊一弘雄人郎夫夫郎紹二男登博俊弘彦次大子夫徳実夫一次裕文幸夫裕子男徹夫誠博昭之平之郎吉義	憲淳一温真一秀導治浩裕忠	経和武邦榮曉辰義辰勝泰正喜裕昭由和清	俊義昌弘幸大光	○福藤船堀松松水溝宮村村百森安矢山山山好吉吉綿	○
平美寛孝雄郎則夫夫治定光力健義幸彦夫彦正浩勲孝行俊男勝行一男次明臣宏洋彦雄志生郎夫雄則幸三雄	幸克義孝咸勝重一健康利	忠英哲乃明秀喜智敏正隆	義剛秀種正正信康正徳博峯俊一崇義信絃英	高千塚堤寺寺登永中長中中中中繩西野長服馬平平福藤船堀松松水溝宮村村百森安矢山山山好吉吉綿	○
海笠春勝金神川菅北木木久小草楠久黑厚小小小近佐佐佐佐志宍島白水菅野鈴須関芹園高高高竹田田	法原日野井谷勝	村下村野林川保岩井林林山藤木瀬藤藤賀倉田井津谷木藤口澤田城崎橋内崎中中	○	○	○
夫七男広文男夫司巖義介隆二介志典介博治明治子稔男義八夫み史徹一志泰志司貢徹博賀子雄一信雄三夫	辰清秀義宗恭忠仁久晋美勇健博克大雅政信元惠國雅正真む淡修紀道隆修正	多昌國圭孝良敏	○	○	○
小山賀柏片河○金龜川岸木木木小小楠國倉黒古小小古紺坂筆佐佐佐真志島清白菅鈴瀨閔曾高高高高高竹田田	田須賀林林笛野卷浪藤藤藤田澤田水石沼木木川口田石木谷橋原堰中	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○



第一東京弁護士会（123名）

奈	一治	夫徹	男雄子	三滋宏也	純子秀広
朋	良豐	万壽	寿文	真耕	孝卓壽裕分朋
原	田	田崎木	屋田	部田本本川葉田部	○
藤	細	松宮元森	守保矢山	山吉葭六渡	
辺	松萬村	森森八柳	○山山横葭米若渡		
本	見尾羽下	田木澤崎本本溝葉林江邊			
紀	紀憲哲昌清崇源繁隆高昌和健洋				
猛	男良了司也昭文仁三樹幸至司吉雄郎				
朋	良豐万壽	寿文真耕	孝卓壽裕	分朋	

第二東京弁護士会（121名）



鈴木 雅芳	滝田 裕	松井 るり子	松田 啓
竹上 英夫	竹下 慎一	松田 政行	丸山 輝久
田代 則春	○田瀬 英敏	三木 茂裕	宮山 雅行
多田 武	田中 宏樹	村上 智裕	村重 雅慶
田中 美登里	谷直樹	村野 守義	森誠
○伊達 俊二	田宮 武文	諸永 芳春	安井 桂之介
辻居 幸一	戸谷 雅美	○柳澤 泰明	山内 光司
○土井 隆	○柄木 敏明	山岡 義明	○山崎 平文
友部 富司	鳥飼 重和	山下 清兵衛	○山田 明和
奈良 ルネ	中川 隆博	山田 忠男	山本 敏伸
中所 克博	○中村 鐵五郎	山本 純一	雪松
中吉 章一郎	柳楽 晃秀	横井 弘明	吉岡 讓治
棗 一郎	○行方 美彦	吉田 和夫	○吉野 純一郎
西川 忠良	西本 邦男	萬 幸男	脇坂 治國
○根岸 清一	羽尾 芳樹		
○原 誠	播磨 源二		
○平賀 修	藤原 真由美	3. 会計・監事	
古屋 亀鶴	堀内 幸夫	山下 清兵衛	大山 圭介
横枝 一臣	○増田 径子	(二弁)	(一弁)

中央大学法曹会各種委員会名簿（平成23・24年度）

1. 人事委員会

委員長（二弁）	千葉 昭雄
委員（東弁）	石渡 光一
	稻田 寛
	大高 満範
	久木野利光
（一弁）	松家 里明
（二弁）	田宮 甫
担当幹事長	坂巻 國男
担当事務局長	石田 茂

中根 茂夫

(一弁) 元木 徹 八木 清文
(二弁) 新井 嘉昭 宮山 雅行
根岸 清一担当 副幹事長 田中 茂
担当 事務局次長 渡辺 一成

2. 広報委員会

委員長（二弁）	嘉本 益巳
委員（東弁）	牧野 英之
	圓山 司
	好川 弘之
	吉田幸一郎
（一弁）	川崎 直人
（二弁）	尾崎 育
	平賀 修
	奥野 大作
担当副幹事長	行方 美彦
担当事務局次長	松田 啓

4. 法職教育検討委員会

委員長（一弁）	宮崎万壽夫
委員（東弁）	阿部 鋼
	厚井乃武夫
	石井 芳光
	小林 信明
	曾田 多賀
	寺村 温雄
	溝口 敬人
	森田 憲右
	安田 隆彥
	湯川 將
（一弁）	熊谷 明彦
	福田 純一
	矢部 耕三
（二弁）	田中 宏
担当副幹事長	田中 茂
担当事務局次長	中井 淳

3. 会則検討委員会

委員長（一弁）	寺本 吉男
委員（東弁）	植松 功
	小関 勇二
	菅 重夫
	高橋 秀一

5. 大学問題委員会

委員長（東弁）	石渡 光一
委員（東弁）	稻田 寛 太田 治夫

大高 満範	大谷 隼夫	大川 隆之	金澤 賢一
金澤 恭男	岸 巍	村上 智裕	
久木野利光	小林 信明	(二弁) 渥美央二郎	小川 恵司
白井 正明	鈴木 康洋	加戸 茂樹	亀井 真紀
瀬川 徹	田中 紘三	河野 浩	田中 宏
中島 義勝	福家 辰夫	(東京三会以外の弁護士会)	
堀合 辰夫	安原 正之	阿部 泰典 (横浜)	
山岸 憲司		入江 寛 (大阪)	
(一弁) 深澤 守	荻原 静夫	内田 喜久 (広島)	
安西 愈	丹羽 健介	梅田 欣一 (静岡県沼津支部)	
(二弁) 伊達 俊二	尾崎 育	遠藤 大助 (福島県郡山支部)	
担当 幹事長 坂巻 國男		岡崎 信介 (福岡県)	
担当 副幹事長 安藤 良一		串田 正克 (愛知県)	
担当 事務局長 石田 茂		佐々木泉顯 (札幌)	
担当 事務局次長 藤原 力		塩澄 哲也 (福岡県久留米支部)	
		塩見 渉 (愛知県)	
		千葉 達朗 (仙台)	
		藤本 邦人 (四国支部香川県)	
		星野 徹 (新潟県長岡支部)	
6. 機構改革実行委員会			
委員長 (東弁) 山岸 憲司			
委員 (東弁) 飯沼 允	太田 治夫	担当 副幹事長 田中 茂	
白井 典子	水津 正臣	担当 事務局次長 渡辺 一成	
鈴木 康洋	高石 昌子		
森 徹	森田 憲右		
(一弁) 神部 範生	小口 隆夫	9. 関係諸団体交流委員会	
竹川 忠芳	山本 隆幸	委員長 (東弁) 大谷 隼夫	
(二弁) 宮山 雅行	友部 富司	委員 (東弁) 石渡 光一	伯母 浩之
担当 副幹事長 安藤 良一		小関 勇二	鈴木 康洋
担当 事務局次長 藤原 力		(一弁) 横溝 高至	林 勘市
		鈴木 和憲	川添 丈
7. 募金実行委員会		(二弁) 田宮 甫	千葉 昭雄
委員長 (一弁) 萩原 静夫		山崎 司平	
委員 (東弁) 佐藤 勝	水津 正臣	担当 副幹事長 安藤 良一	
中島 義勝	長谷川武弘	担当 事務局次長 小峯 健介	
森田 憲右			
(一弁) 鈴江 辰男	林 勘市	10. 若手会員活動委員会	
(二弁) 中村鉄五郎	根岸 清一	委員長 (二弁) 土井 隆	
担当 副幹事長 田中 茂		委員 (東弁) 藍澤 幸弘	阿部 鋼
担当 事務局次長 中井 淳		飯塚 卓也	井上 朗
		岡内 真哉	永井妥衣子
8. 進路指導対策委員会		小林 力	宮口 裕幸
委員長 (一弁) 若江 健雄		(一弁) 大山 圭介	樋口 收
委員 (東弁) 阿部 鋼	石灰 正幸	五來久美子	片桐 武
石橋 克郎	大山 雄健	(二弁) 田瀬 英敏	成 豪哲
佐藤 雅彦	内藤 貴昭	舟木 健	
松村 卓治	松山 憲秀	担当 副幹事長 行方 美彦	
森 徹	山本 昌平	担当 事務局次長 小笠 勝章	
(一弁) 秋定 和宏	池田 友子		

編集後記

60周年記念誌の編集を引き受けたものの、会報の編集などはじめてのことでの、なれない作業に四苦八苦し、発行が大幅に遅れてしまったことをお詫びいたします。特に原稿集めがこんなにたいへんなことだとは思いませんでした。また、あまりにも長時間かつ広範囲なテーマの座談会をしたため、膨大なものとなった反訳文を前にして、どのようにまとめていいかわからず呆然となってしまったこともあります。しかし、編集部会の皆様、中大法曹会執行部のご協力によりなんとか発行にこぎ着けることができてホッとしています。

今回の60周年記念誌のテーマは、「ロースクール時代と中大法曹のあり方」というものです。法科大学院教育につきましてはこれまでの「中大法曹」でもテーマにとりあげられていますが、前回の50周年からの10年で最も大きな変化は、やはりロースクールが開校し、ロースクール卒業生の法曹が増え続けていることであり、これが中大法曹会のありかたに大きな影響を与えることになるとを考えたからです。この意味で、今回の60周年記念誌は、過去を回顧する（重要なことですが）のではなく、あえて中大法曹会はこれからどのような道を歩んでいったらいいかということに絞った編集をしたつもりです。

中大ロースクールは、最初の新司法試験で合格者数がトップになり、その後は2位を続けており、「法科の中央」が復活する兆しが見え始めました。一方、中大の学部出身者の合格者数は相当落ち込んでいるとの噂があり、また、中大ロースクールには様々な大学の出身者が集まっており、必然的に中大法曹会は中大の学部出身者だけではなく多様な大学の出身者を包含する会となりました。

これについては、会の結束力が弱くなるとの心配もあり、現に学部出身者に限っている他大学法曹会もあるそうです。しかし、中大のよさは伝統的に排他的ではなく開かれた大学であることではないでしょうか。また、もはや法曹養成のメインが法学部からロースクールに移っており、中大の学部出身者の司法試験合格者の把握も困難になってきており以上、中大法曹会は、好むと好まざるとにかくかかわりなく他大学出身者を受け入れ、共に歩まざるをえないと考えます。多様な人材を積極的に受け入れて刺激しあうことが、中大法曹会の活性化につながるものと信じます。

そして、もう一つの活性化への道は、既に執行部において行われている南甲俱楽部をはじめとする他の学員会諸団体との交流を積極的かつ大規模に図ることだと思います。座談会において指摘があった通り、他団体との交流は、学員としての結束を強化するだけではなく、交流を通して業務につなげることも期待され、これが中大法曹会の吸引力になりうると考えるからです。

以上、勝手なことを言いましたが、最後に、お忙しいところご寄稿をいただいた先生方、座談会に参加していただいた先生方、また入稿が遅れてご迷惑をおかけした高千穂印刷所様にはこの場を借りて感謝の言葉を述べさせていただきたいと思います。

(広報委員長 嘉本 益巳)

中大法曹 第25号
(創立60周年記念号)

平成24年5月12日 印刷
平成24年5月17日 発行
(非売品)

発行人 坂巻國男
編集人 嘉本益巳
発行所 中央大学法曹会
印刷所 株式会社 高千穂印刷所
東京都板橋区向原2-20-10
電話 03-3956-6550(代)

中央大学法曹会

NO.25 2012.5

中大法曹